令和８年７月１日

千葉県教育庁財務課育英班

令和８年度千葉県公立高等学校等奨学のための給付金（家計急変）の御案内

千葉県では、全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、災害等により家計が急変した、国公立高等学校等に在学する高校生等のいる世帯に、「奨学のための給付金」を給付します。

収入が通常給付対象相当となった高校生等のいる世帯が対象となります。

【給付要件】

申請月の初日（基準日）現在、次の全ての要件を満たしている保護者に支給されます。

(1) 高等学校等就学支援金、高校生等・新修学支援、学び直し支援金又は専攻科支援金の受給資格を有する高校生等がいること。

(2) 家計急変後の保護者等（父・母である場合の両方）の収入が通常給付対象相当であること。（生活保護（生業扶助）受給世帯は除く）

※年収 270～490 万円未満相当世帯の区分は、高等学校等就学支援金【新制度】または学び直し支援金【新制度】の受給資格を有する者のみが対象となります。

(3) 保護者が千葉県内に住所を有していること 。

※千葉県外に在住の場合には、在住している都道府県へ申請することとなります。

【給付額】

基準月	世帯区分	全日制・定時制	通信制	専攻科
４～６月家計急変（年額）	①非課税相当世帯	143,700 円	50,500 円	50,500 円
	②年収 270～380 万円未満相当世帯	47,900 円	16,830 円	16,830 円
	③年収 380～490 万円未満相当世帯	35,930 円	12,630 円	－
	④年収 380～600 万円未満相当の多子世帯	－	－	12,630 円
７月以降家計急変	年額／１２×家計急変月の翌月～３月までの月数			

※（専攻科の場合）年収 270～600 万円未満相当世帯の区分は、専攻科支援金【新制度】の受給資格を有する者の金額となります。それ以外の世帯の年額は 10,100 円となります。

【申請方法】**原則電子申請**

①在学する学校に申請希望の旨をお伝えいただき、「ログインＩＤ」の交付を受けてください。なお、他の申請等で既にログインＩＤをお持ちの方は、そのＩＤをそのままご使用いただけますので、学校への依頼は不要です。

②「ログインＩＤ」に記載の二次元コードから、「奨学のための給付金電子申請システム」にアクセスしていただき、利用申込→ログインの順に進み、申請を完了してください。

※やむを得ない理由により電子申請ができず、紙による申請を希望される場合は、各学校へお問い合わせください。なお、紙による申請の場合、電子申請よりも給付が遅くなります。

【電子申請に必要な書類】

1	ログインＩＤ
2	**高校生等本人の国籍が分かる書類** ・住民票又は在留カードの写し ・住民票はマイナンバーの記載がないもの ・在留資格が「家族滞在」の場合、日本の小中学校の卒業証明書の提出が必要
3	**通帳等の写し** 銀行名・支店名・口座名義人・口座番号が確認できるもの
4	**家計急変の事由がわかる書類** 離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、 廃業等届出、その他、発生事由が確認できる書類　等
5	**家計急変後の収入がわかる書類**（家計急変後、３カ月分） 会社作成の給与見込、直近の給与明細、 帳簿、税理士又は公認会計士の作成した証明書類、 その他、家計急変後の収入が確認できる書類　等
6	**在学証明書** 千葉県外の国公立高等学校等に在学する場合に必要。

※　その他家庭の状況等により追加で添付書類が必要となる場合があります。

【申請期限】

令和９年２月２８日

（書類等が用意でき次第申請ください）

【給付予定時期】

受付後、２カ月程度かかります。

提出・お問い合わせ先

千葉県立市川昴高校　事務室　８：３０～１６：３０

本校ＨＰのお問い合わせフォームからお願いいたします。